

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分の取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

令和2年10月22日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和元年11月29日判決、本資料269号-124・順号13347)

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和元年5月24日判決、本資料269号-50・順号13273)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	関戸 一考ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	西川 英之

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年10月22日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 池上 政幸

裁判官 小池 裕

裁判官 木澤 克之

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也